

## 宮古市公告

宮古市遊覧船の貸与について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年12月27日

宮古市長 山本 正徳



### 1 概要

- (1) 貸与物品名 宮古市遊覧船
- (2) 貸与内容 別紙「宮古市遊覧船の貸与に係る条件書」のとおり
- (3) 貸借期間 遊覧船の完成・市への引渡日（令和4年5月予定）から5年間
- (4) 契約期間 契約締結日（令和4年4月予定）から貸与期間満了日まで

### 2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本社を置く事業者であること（登記のみではなく、事業実体があること）。
- (2) 海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業（以下「航路事業」という。）の許可申請を行う要件を満たしている、又は、本プロポーザル結果及び契約後の同事業申請日までに、要件を満たすことが明らかであること。
- (3) 海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）に基づく、安全統括管理者及び運行管理者の要件を満たす者が所属している、又は、航路事業の申請日までに、要件を満たす者を配置することが明らかであること。
- (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の操縦免許証を有し、かつ、免許証に「特定」が付与されている者が2名以上所属している、又は、航路事業の申請日までに、要件を満たす者を配置することが明らかであること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。
- (7) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員等が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) プロポーザル実施の公表日から契約候補者の特定まで、市の指名停止措置を受けていないこと。

### 3 手続等

#### (1) 担当部署（事務局）

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号  
宮古市産業振興部観光課もてなし観光係  
電話番号 0193-68-9091（課直通）  
電子メール kanko@city.miyako.iwate.jp

#### (2) 実施要領の交付

ア 交付期間：令和3年12月27日（月）から令和4年1月25日（火）まで

イ 交付方法：宮古市産業振興部観光課ホームページからの入手を原則とする。

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出期限：令和4年1月20日（木）午後3時まで

イ 提出場所：上記3（1）に同じ

ウ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書等在中」の旨を記載し、簡易書留及びレターパック等、受け取り日時及び配達されたことが記録される方法とし、提出期限に必着とする。）

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和4年1月25日（火）午後3時まで

イ 提出場所：上記3（1）に同じ

ウ 提出方法：上記3（3）ウと同様

4 企画提案書の審査等

企画提案は、宮古市遊覧船貸与事業者プロポーザル選定委員会において審査を行う。

5 契約までの流れ

(1) 特定結果の通知及び公表

特定結果については、令和4年1月下旬（予定）に企画提案書の提出者に対して書面により通知するとともに、当市のホームページにおいて公表する（特定されなかった事業者については、会社名は公表しない。）。

(2) 契約に係る協議

審査の結果、特定された者と協議を行い、内容について合意の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、遊覧船貸与の契約を締結する。

6 その他

(1) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。

(2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、返却しない。

(4) 提出された書類は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しないこと。